

亀山市告示第121号

亀山市国民健康保険税条例第28条第1項第1号該当者に係る減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月5日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市国民健康保険税条例第28条第1項第1号該当者に係る減免取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市国民健康保険税条例第28条第1項第1号該当者に係る減免取扱要綱（平成21年亀山市告示第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表その他特別の事情により著しく納税の能力を欠き、又は失った者の部（2）の項中「破産法（大正11年法律第71号）」を「破産法（平成16年法律第75号）」に、「破産宣告」を「破産手続開始決定」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。